

堺市感染症予防計画の骨子 ※

医療提供体制及び感染症の予防・まん延防止のための総合調整・指示の方針、宿泊施設の確保は大阪府が一括して予防計画に策定する予定のため、本骨子には含まない。

※大阪府の予防計画の改訂内容により変更の可能性がある

感染症予防計画の記載事項（令和6年4月1日施行）

資料4

No	記載事項	都道府県	保健所設置市	備考
1	感染症対策の推進の基本的な考え方	—	—	国の基本指針に準じて記載を検討
2	感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策	必須	必須	
3	感染症・病原体等に関する情報の収集、調査、研究	必須	任意	
4	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	必須	必須	
—	医療提供体制の確保	必須	—	大阪府の予防計画で記載
5	患者移送体制の確保	必須	必須	
6	医療提供体制その他の体制の確保に係る目標設定	必須	一部必須・任意	【必須】検査体制、保健所体制・研修等 【任意】宿泊施設の確保
—	宿泊施設の確保	必須	任意	大阪府の予防計画で記載
7	外出自粛対象者の療養生活の環境整備	必須	必須	
—	感染症の予防・まん延防止のための総合調整・指示の方針	必須	—	都道府県知事の総合調整・指示
8	感染症対策物資等の確保	—	—	国の基本指針に準じて記載を検討
9	感染症に関する啓発・知識の普及、患者等の人権の尊重	—	—	国の基本指針に準じて記載を検討
10	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	必須	必須	
11	保健所の体制の確保	必須	必須	
12	緊急時の感染症発生予防・まん延の防止、検査・医療提供のための施策	必須	必須	

※都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成の手引き（厚生労働省）をもとに作成

1 感染症対策の推進の基本的な考え方

- 平時から感染症の発生及びまん延の防止に重点を置く施策の推進に取り組む
- 市民の感染対策を強化するため、積極的な情報提供や啓発を進める
- 感染症発生動向の調査体制を確立し、まん延防止に対応できる体制を整備
- 本市・市民・医師等の果たす役割を整理

2 感染症の発生の予防・まん延の防止

- 感染症発生動向の情報収集・分析と公表を行う
- 食品衛生・環境衛生・動物衛生対策部門と医療関係団体等との連携を行う
- 予防接種の知識の普及と接種の推進、情報提供を行う
- 疫学調査により、地域の流行状況把握と感染源・感染経路の究明を迅速に進める
- 陽性者への就業制限・入院勧告など、まん延防止のための措置を行う

3 感染症・病原体等に関する情報の収集、調査、研究

- 保健所と衛生研究所等が連携し、感染症対策に必要な情報収集、疫学調査等を進める
- 衛生研究所は国立感染症研究所や他の地方衛生研究所、保健所等との連携のもと、感染症及び病原体等の調査、研究等を行う

4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- 衛生研究所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にし、それぞれの連携を図る
- 衛生研究所は十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置、研修を行うなど、平時から体制整備を行う

5 患者移送体制の確保

- 平時から、一類感染症、二類感染症、新興感染症等の発生及びまん延時における保健所と消防機関との情報共有や役割分担の整理を行う
- 保健所の移送能力を超える事態が生じた場合に備え、消防機関等と感染症患者の移送に係る申し合わせなど、事前に対応を協議する

6 医療提供体制その他の体制の確保に係る目標設定

※医療提供体制についての目標設定は、大阪府の予防計画で設定される。

- 検査体制について、流行初期、流行初期以降をふまえた検査体制の目標を設定する
- 保健所の体制確保等に係る目標を設定する
(流行開始から1か月間の想定業務量に対応するための人員確保数)

7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- 外出自粛対象者に対して健康観察などの支援を行う
- 自宅療養者からの相談体制を早期に整備する

8 感染症対策物資等（個人防護具）の備蓄・確保

- 個人防護具の備蓄または確保に努める
※大阪府が医療機関との協定で、医療機関が診療に用いる個人防護具の備蓄を求める

9 感染症に関する啓発・知識の普及、患者の人権の尊重

- 患者等への差別や偏見の排除、正しい知識の普及を行う
- 保健所による調査等においてはプライバシーに配慮し、入院措置等においては患者への説明等の人権を尊重した対応を行う

10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- 保健所職員や医療機関の医師に研修等への参加を促し、または派遣するなどの取組による知識の向上を図る
- 新型コロナで蓄積されたネットワークを活用し、平時から医療機関等との連携強化、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行う

11 保健所の体制の確保

- ICTの活用等を通じた業務効率化を積極的に進め、平時から感染症の拡大を想定し、必要な機器機材の整理や委託する業務の精査などの備えを行う
- 保健所長を補佐する保健師の配置や臨時的人员確保のため、平時からIHEAT要員の確保等を行う
- 平時から、あらかじめ感染拡大時（とりわけ感染拡大初期）を想定した応援体制を検討しておく

12 緊急時の感染症発生予防・まん延の防止、検査・医療提供のための施策

- 感染症法に基づく国への報告等を確実に実施し、国や大阪府と連携し迅速に対応する
- 緊急時は情報提供媒体を複数設定し、必要な情報の収集分析を行い、市民にわかりやすく情報提供する